

## 広島県宿泊税システム整備費補助金についての Q&A

### 1. 補助対象者について

問 1-1. 補助対象者について知りたい。

答 補助金の交付対象者は、次の条件をすべて満たす者とします。

- (1) 広島県宿泊税条例（令和 6 年広島県条例第 32 号）第 9 条又は附則第 4 条の規定に基づき、「特別徴収義務者登録申請書」を提出していること。
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は第 20 条第 1 項の規定による通報の対象となった者ではないこと。
- (3) 広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別税、延滞金、加算金について未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がないこと。
- (4) 同一の宿泊施設について、過年度において、広島県宿泊税システム整備費補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 令和 7 年度以前に旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出を行い、現に営業していること。

※上記の要件をすべて満たしている場合、「ビジネスホテル」、「シティホテル」、「リゾートホテル」、「レジャーホテル」、「カプセルホテル」など種別は問いません。

問 1-2. 宿泊料金が 1 人 1 泊 6,000 円以上にはならないが、本補助金の対象者になるか。また、将来的に 6,000 円を超えた場合は、補助を受けることができるか。

答 本補助金を受けるには、特別徴収義務者の登録申請が必須になりますが、1 人 1 泊 6,000 円以上の宿泊料金の設定がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である旅館・ホテル等については、特別徴収義務者としての登録は不要となるため、本補助金の対象者となりません。

料金の改定などにより、新たに宿泊税の対象となる場合には、特別徴収義務者としての登録が必要になります。補助金申請期間中に特別徴収義務者登録申請を行った場合は、本補助金の対象者となります。

問 1-3. 特別徴収義務者の登録申請はどのようにすればよいのか。

答 申請方法は、広島県ホームページの「宿泊税の手引き」を御参照ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/syukuhaku-tetuduki.html>

その他、特別徴収義務者の登録につきましては、詳しくは税務課までお問い合わせください。（税務課 指導第二グループ TEL：082-513-2328・2331）

問 1-4. 現在、手書きで帳簿等を管理しているが、システム化しなければならないのか。

答 県として帳簿等のシステム化を求めるものではございません。

## 2. 補助対象経費について

問2-1. 想定している改修等の内容が補助対象経費となるか不明である。

答 見積書等の資料をご準備いただいた上で、観光課の宿泊税システム整備費補助金担当までお問い合わせください。

(観光課 宿泊税システム整備費補助金担当)

TEL：082-555-2010 メールアドレス：syokankou@pref.hiroshima.lg.jp)

※ 年内に事務所の移転を予定しています。移転後の電話番号は決定後に掲載します。

※補助対象外となる経費の例

- ・省人化やDX推進といった徴収とは直接関係のない整備・機能に要する経費
- ・現状のハードウェア数以上の台数を整備する場合に要する経費
- ・徴収のために必須とはならないサーバ機の導入に要する経費

※見積書等について

・見積書等の関係資料は、補助対象の経費（徴収のために必須となる経費の部分）と補助対象外の経費の区分けができるものとしてください。内訳が分かる場合のみ補助対象の経費となります。

問2-2. 宿泊税の徴収に係る機能を備えたシステムを新規に導入（既存システムから乗り換え）する場合は、補助対象経費となるか。

答 原則対象とします。

ただし、徴収のために必須となる機能に係る経費のみ対象とします。

また、徴収のために必須となる経費の部分の内訳が分かる場合のみ対象となります。

問2-3. 既存システムをバージョンアップするケースや、システムと連動する他のホテルシステム（経理システムや予約システム等）の改修も対象になるのか。

答 原則対象とします。

ただし、徴収のために必須となる機能に係る経費のみ対象とします。

また、徴収のために必須となる経費の部分の内訳が分かる場合のみ対象となります。

問2-4. 既存システムを改修した場合、二次元バーコードの使用といった宿泊税以外の機能追加も補助対象経費となるか。

答 本補助金は、徴収のために必須となる改修等に係る経費を対象とするため、宿泊税以外の機能追加については本補助対象外の経費とします。見積書等の関係資料は、補助対象の経費（宿泊税の導入に伴う経費の部分）と補助対象外の経費の区分けができるものとしてください（区分ができるもののみ、補助対象の経費とします。）。

問2-5. 宿泊税導入に伴うシステム改修について、システムエンジニアを派遣して作業してもらった場合も補助対象経費となるか。

答 システムエンジニアによる現地作業が必要な場合には、その人件費は補助対象の経費となります。

なお、宿泊事業者の人件費、交際費、交通費、宿泊費及び飲食費は補助対象外の経費となります。

問2-6. 紙の領収書の印刷費用、パンフレットの作成費用は補助対象経費にならないのか。

答 本補助金はシステム改修や整備などを対象とした制度ですので、紙の領収書やパンフレットの作成に要する経費は対象外です。

問2-7. IT 補助金など、他の補助金との併用は可能か。

答 国等の補助金の交付を受ける場合、基本的に併用不可となります。

ただし、補助対象経費となる事業内容（サービス・ソフトウェア、経費など）が異なる場合は、併用いただくことは可能です。

問2-8. 本補助金の対象となる事業の開始時期はいつからになるか。

答 交付決定通知日となります。

なお、交付決定前の事前着手は補助事業として認められず、補助金の対象から除かれますので、必ず交付決定日以降で事業に着手してください。

また、補助金は実績報告後に支払いを行います。

問2-9. 事業はいつまでに完了させなければならないのか。

答 令和9年2月26日までに事業を完了させなければなりません。

事業の完了とは、システムの構築や改修などが完了しただけでなく、対象となる経費の支払いまで行う必要がありますので、ご注意ください。

### 3. 補助額について

問3-1. 200万円を超える大規模な改修を要する場合の事前相談は、どのように行えばよいか。

答 まずは実施内容や所要額が分かる資料及び徴収に必須である理由書をご準備いただき、観光課の宿泊税システム整備費補助金担当までお問い合わせください。

（観光課 宿泊税システム整備費補助金担当

TEL：082-555-2010 メールアドレス：syokankou@pref.hiroshima.lg.jp）

※ 年内に事務所の移転を予定しています。移転後の電話番号は決定後に掲載します。

#### **4. 補助対象外の経費について**

問4-1. なぜ、消費税は対象外なのか。

答 補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税も含めた額を補助金として受領した場合は、重複交付となり、補助金の返還が必要となるため、補助対象外の経費とします。

問4-2. システム等の購入先の指定はあるか。

答 個人売買やネットオークション等、納品書や領収書等の書類が発行されない取引におけるハードウェアやソフトウェアの購入費用は補助対象の経費となりません。ネット等で購入する場合は、納品書・領収書等の書類が確実に発行されることを事前に確認してください。

#### **5. 交付申請手続きについて**

問5-1. 提出書類に関して注意事項はあるか。

答 見積書に記載されている改修費などの内容が「一式」のように表現されている場合、金額の内訳が判別できないことから、別途詳細な資料の提出や確認をお願いすることになります。審査を円滑に進めるため、金額の内訳が明記された見積書の写しの提出をお願いします。

問5-2. 申請書の提出方法を知りたい。

答 申請は郵送又はメールでのみ受け付けております。

受付窓口は設置しておりませんので、ご持参いただくことはお控えください。

問5-3. 複数施設を運営しているが、申請はまとめて行って良いか。

答 補助金の額は、申請した宿泊施設1施設当たり200万円が上限としており、まとめた申請は不可になります。1施設ごとの申請をお願いします。

問5-4. いつまでに申請をする必要があるのか。

答 申請期間は、令和8年5月19日(火)～令和8年11月27日(金)になります。郵送の場合は11月27日(金)の消印有効、メールの場合は11月27日(金)23時59分までの送付をお願いします。

#### **6. 実績報告手続きについて**

問6-1. 事業完了前に支払いを受けることはできないか。

答 本補助金では、概算払は行いません。補助金の支払いは実績報告後になります。

## 7. その他

問7-1. 情報公開について教えてほしい。

答 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、県に提出した書類は情報公開の対象となります。

問7-2. 広島県宿泊税システム整備支援事業において、圧縮記帳は適用できるか。

答 「広島県宿泊税システム整備支援事業」は県の補助金を原資として、補助対象者に交付する補助制度であり、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、当該補助金の交付を受けた事業者においては、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には（※）、法人税法第42条及び所得税法第42条の規定を適用することができます。規定の適用に関しては、税理士等にご相談いただき、適切な税務処理をお願いします。

※ 本事業に係る補助金のうち、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条及び所得税法第42条の規定を適用することは出来ません。